

塩谷町告示第 54 号

塩谷町特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付要綱の一部を改正する訓令

令和6年3月26日

訓令第6号

塩谷町特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付要綱(令和元年塩谷町訓令第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(交付申請_____)</p> <p>第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付申請書_____ (別記様式第1号)を_____町長に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(交付請求)</p>	<p>(交付申請及び請求)</p> <p>第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に、<u>掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 補助対象経費の領収書、内訳書等</u></p> <p><u>(2) 特殊詐欺等防止機器の性能を有することが分かる取扱説明書等の写し</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めるもの</u></p> <p>(交付決定)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>2 町長は、前項に規定する交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。</u></p>

第9条 前条の規定により決定の通知を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、機器の設置を行った後、遅滞なく特殊詐欺等防止機器購入設置補助金交付請求書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の領収書、内訳書等

(2) 特殊詐欺等防止機器の性能を有することが分かる取扱説明書等の写し

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めるもの

2 町長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 (略)

(補助金の返還)

第11条 (略)

(調査)

第12条 (略)

(その他)

第13条 (略)

別記様式第1号(第7条関係)

(略)

別記様式第2号(第8条関係)

(略)

(決定の取消し)

第9条 (略)

(補助金の返還)

第10条 (略)

(調査)

第11条 (略)

(その他)

第12条 (略)

別記様式第1号(第7条関係)

(略)

別記様式第2号(第8条関係)

別記様式第3号(第9条関係)

(略)

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年度 塩谷町チャイルドシート購入費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

塩谷町長 様

住 所 塩谷町大字
 申請者 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____

塩谷町チャイルドシート購入費助成金を交付されるよう、塩谷町補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請いたします。

また、助成要件審査のため、「住民登録情報」及び「世帯員の町税の納付状況」を調査することに同意し、交付決定があったのち、本書をもって請求いたします。

購入品名	チャイルドシート	製品名	
購入金額	金 円	購入年月日	年 月 日
チャイルドシートを必要とする乳幼児	フリガナ 乳幼児の氏名		
	生年月日	年 月 日生	
助成金交付申請額 _____ 円			
※計算方法			
購入金額 _____ 円 ÷ 2 = _____ 円			
助成金額 _____ 円 (上限20,000円、100円未満切り捨て)			
振込先 ※申請者名義の口座に限る	フリガナ		
	口座名義人		
	金融機関名	銀行 ・ 信用組合 農業協同組合	
	支店名	支店 ・ 出張所 営業部	
	預金種別	普通 ・ ()	
	口座番号		

※添付書類

1. 領収書（品名、製品番号等が記載されているもの）
2. 品質保証書等